

校長及び教員としての資質の向上に関する指標（中間案）について

1 指標の対象範囲（学校種、職）

（1）対象となる学校種

公立の小学校、中学校、義務教育学校、県立高等学校、特別支援学校

○国の指針では、指標の策定に際して「必ずしも全ての学校種ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの学校種の特性を踏まえつつ、複数の学校種について共通の指標を策定することが可能である。」としています。

（2）対象となる職

校長、准校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭

○国の指針では、指標の策定に際して

・「必ずしも全ての職ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの職の特性を踏まえつつ、複数の職について共通の指標を策定することが可能である。」

・校長については、教育者としての資質のほか、学校組織のリーダーとして、組織のマネジメント力が求められる等の理由から、「校長については、個別の指標を策定することを検討する等、他の職とは明確に区別できるよう留意する必要がある。」

・養護教諭や栄養教諭については、「各職の特性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不必要な事項を除いたりすることが可能である。」

としています。

2 指標の構成

（1）教員等のライフステージ（成長段階） 資料 2

指標の横軸には、教員等のライフステージ（成長段階）を示しました。

○採用段階である「教職着任時」に加えて、経験年数に応じて、第1～第4ステージの4つの段階に分けました。

第1から第4ステージへ進むことで、資質能力が積みあがる形としています。なお、資質能力によっては、第1と第2ステージ、第3と第4ステージで共通の到達目標を定める等、到達目標をまとめて示していません。

○教頭、准校長及び校長については、管理職として学校をマネジメントする資質能力が求められることから、それぞれ教員とは区別して指標を策定しました。

○指導教諭、主幹教諭については、その職に求められる資質能力を教員

の指標の中で追加して示しました。

(2) 教員の資質能力 **資料3**

指標の縦軸には、教員に求められる資質能力を示しました。

- 教員に求める資質能力を「教職を担うにあたり必要とされる素養」と「教職を担うにあたり必要とされる専門性」に分けて示しました。
- 養護教諭、栄養教諭については、その職に求められる必要な事項（専門領域）について、教員版に加える留意事項として作成しました。

(3) 本県の指標の特長

- 「教職を担うにあたり必要とされる素養」について、項目を立てて詳しく分類し、成長段階に応じた到達目標を示しました。
- 校長の他に、教頭・准校長、指導教諭、主幹教諭についても求められる資質能力の到達目標を明示しました。
- 社会変化や近年の学校を取り巻く状況の変化の視点を重視し、教員が対応すべき多様な課題とその対応力の目標を「教育課題への対応力」として示しました。
- 本県の特性やこれまでの協議を踏まえ、「グローバル教育・郷土教育」、「防災教育」、「ワーク・ライフ・バランス」等、本県ならではの視点からの項目を盛り込みました。